

水俣市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水俣市の目指す環境モデル都市の実現に向けて、市民による新エネルギー利用を促進し、地球規模の環境問題である地球温暖化問題の解決に貢献するため、自ら居住する住宅に太陽光発電システムを導入する者に対し、予算の範囲内で設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付するため、水俣市補助金等交付規則（昭和62年規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「補助事業」とは、補助金の交付対象となる事務又は事業をいう。

2 この要綱において、「補助事業者」とは、補助事業を行う者をいう。

3 この要綱において、「対象システム」とは、水俣市にある住宅の屋根等へ新設、増設又は付替により設置するもので、その発電した電力を自ら使うことができるほか、電力余った場合に電力会社へ送電することができる設備を備えた未使用の太陽光発電システムをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることのできる者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 水俣市に居住する者又は居住する予定の者であって、対象システムを自らの住居に設置するものであること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 水俣市の目指す環境モデル都市の実現に向け、趣旨を理解し、積極的に協力すること。
- (4) 過去に、この要綱に基づく補助金を受けていないこと。（同一世帯及び同居家族の中に、この補助金を受けている者がいないこと。）

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、対象システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力に1キロワット当たり5万円を乗じた額とし、上限を20万円とする。ただし、水俣市内に本店、支店、営業所等を置く事業者が対象システムを設置する場合には、補助金の額を1キロワット当たり2万円を増額し、上限を28万円とする。

2 最大出力の数値は、小数点第2位を四捨五入したものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、水俣市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、対象システムの設置工事前に、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象システム設置場所を示す案内図
- (2) 対象システム設置前の現況写真及び配置図
- (3) 対象システム設置に係る見積書の写し及び補助対象経費の内訳書（様式第2号）
- (4) 納税証明書（滞納のない証明）
- (5) 印鑑登録証明書
- (6) 住民票（謄本）
- (7) 対象システム設置に係る契約書の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(事務の代行)

第6条 申請者は、補助金申請等の事務手続を第三者に代行させることができる。

2 前項の事務手続を代行させる場合、申請者は、申請書提出事務代行届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条 市長は、第5条の規定による申請のあったときは、これを審査し、交付の可否を決定し、これを水俣市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付決定（却下）通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は申請件数が、補助予定件数を超える場合、抽選により交付決定を行うものとする。

（交付の条件）

第8条 市長は、前条に規定する交付決定の場合において、補助金交付の目的を達成するため、必要な指示を行い、又は条件を付することができる。

（補助事業の内容等の変更）

第9条 補助事業者は、第7条の規定による通知を受けた補助事業の内容等について、変更が生じたときは、補助金変更交付申請書（様式第5号）に事業変更明細書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申請書の提出があった場合、当該変更申請書に係る変更の内容等が適正であると認めた場合、その補助金の額に変更を生じるときは変更交付決定通知書（様式第6号）により、補助金の額に変更を生じないときは、変更承認通知書（様式第7号）により変更の決定を行うものとする。

（申請の取り下げ）

第10条 補助事業者は、当該交付決定又は第8条における指示若しくは条件に不服があり補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から、10日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請の取り下げがあったときは、速やかに当該申請に係る補助金の交付の決定を取り消すものとする。

（工事の着工）

第11条 補助事業者は、工事に着工したときは、工事着工報告書（様式第8号）を市長へ提出しなければならない。ただし、工事着工から完了まで期間が短い場合、実績報告と同時に提出することができる。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書（様式第9号）に次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

（1）対象システム設置状況を示す写真

（2）電力会社との「余剰電力受給契約のご案内」の写し

（3）対象システム設置に係る領収書の写し及び補助対象経費の内訳書（様式第10号）

（4）対象システムの保証書の写し

（5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（補助金額の確定）

第13条 市長は、前条に基づく報告を受け、その報告にかかわる補助事業が、補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるか調査し、適合と認めた場合には、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に水俣市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付確定通知書（様式第11号）により通知するものとする。

（補助金請求）

第14条 補助事業者は、前条に規定する通知を受けたときは、水俣市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付請求書（様式第12号）を市長に提出して請求するものとする。

2 補助金の交付は、補助事業者本人名義の金融機関への口座振替によるものとする。
(財産処分の制限)

第15条 この要綱により補助金の交付を受けて対象システムを設置した者（以下「設置者」という。）は、この補助事業により設置した対象システム（以下「設置システム」という。）を設置日から5年を経過するまでは、市長の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は貸付してはならない。

2 市長は、設置者が前項に規定する事項に反することが判明した場合、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に返還させることができる。
(交付決定の取り消し)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) この要綱の規程に違反したとき。

2 市長は前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、水俣市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により、補助事業者に通知するものとする。
(補助金の返還)

第17条 市長は、前条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

2 補助事業者は、前項に規定する命令を受けたときは、当該補助金を市長に返還しなければならない。
(設備の適正管理)

第18条 設置者は、設置システムの適切な維持管理に努めなければならない。
(稼動状況の報告義務)

第19条 設置者は、設置システムの運転等に係る次の各号について市長に報告しなければならない。

- (1) 設置年度の翌年度（4月から翌年3月まで）の発生電力量、売電電力量及び買電電力量
- (2) 設置システムの使用状況に関するアンケート
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(調査)

第20条 市長は補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、補助事業者等に対して報告させ、または市の職員をもって、その対象システムの設置場所に立ち入らせ、調査させることができる。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。